

2010 年 10 月 22 日

第 7 回地方消費者行政専門調査会
地方消費者行政における経費負担

沼尾 波子

I 地方財政法における地方行財政経費の考え方

(1) 事務に要する経費負担の原則

地方の事務については全額地方公共団体が負担する（地方財政法第 9 条）

（自治事務、法定受託事務）

地方税、地方交付税等

⇒ その例外として以下のものが位置づけられる

○国庫負担金（地方財政法第 10 条 1, 2, 3）（※第 34 条）

1. 法令に基づいて実施しなければならない事務で、国と地方公共団体相互の利害に関係のある事務のうち、なお国が進んで経費を負担する必要があるものに要する経費（例：義務教育国庫負担金、生活保護費国庫負担金）
2. 国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する経費（例：公共事業費国庫負担金）
3. 法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税又は地方交付税によってその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものに要する経費を負担するもの（例：災害救助事業費国庫負担金）

○国庫委託金（地方財政法第 10 条の 4）

もっぱら国の利害に関係のある事務に要する経費（例：国政選挙事務委託金）

○国庫補助金（地方財政法第 16 条）

1. 特定の施策を行うため必要があると認めるときに補助：いわゆる「奨励的補助金」
2. 財政上特別の必要があると認めるときに補助：いわゆる「財政援助的補助金」

○地方がその全額を負担する経費の特例（地方財政法第 34 条）：引揚者の援護

※事務区分（法定受託事務・自治事務）と国庫補助負担金との間に整合性のとれた関係があるわけではない。

※財政法第 10 条で掲げられた負担金についても、一般財源化の議論が提起されてきた。（「三位一体改革」における義務教育国庫負担金、生活保護負担金一般財源化の議論）

※地域主権戦略会議 ひも付き補助金の「一括交付金化」

(2) 地方財政計画と地方交付税

○地方交付税

地方団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が、一定水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、地方の固有財源。

総額（所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%）
各地方団体の「基準財政需要額－基準財政収入額」＝財源不足額を基準に配分

○地方財政計画

翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表（地方交付税法 255 条）

役割 ⇒国家財政・国民経済等との整合性の確保

地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
地方団体の毎年度の財政運営の指針

※地方が標準的な行政サービスを供給するのに要する経費を保障

※地方の「実需」について、地方交付税の基準財政需要額算定において盛り込む

※国税 5 税の一定割合（マクロベースでの交付税総額）が地方の需要額の積上げ額と一致する保証は全くない。（税収減により交付税原資も減少）

平成 22 年度地方財政計画 国税 5 税分 9.5 兆円
地方交付税額 16.9 兆円
臨時財政対策債 7.7 兆円

(3) 地方分権改革における国庫補助負担金の交付金化

cf. 「国庫補助負担金・税財源に関する中間とりまとめ（平成 8 年 12 月 20 日地方分権推進委員会）より

今後とも存続する国庫補助負担金については、地方公共団体の自主的・自立的な行財政運営の確立を図る観点から、①統合・メニュー化、交付金化等、②補助条件等の適正化・緩和、③補助対象資産の有効活用、転用について早急に実現を図るとともに、④補助金に係る運用の弾力化（複合化）についても積極的に検討

※ 「交付金」の例 : 地方交付税交付金、地方消費税交付金

※ 地方分権改革を通じて、従前、国庫補助負担金として国が負担を行っていた項目について、使途の範囲を広げるなどの形をとる「交付金」が創設。地方公共団体からは、従前の補助金・負担金と殆ど変わらないと指摘されているものもある。

※ 3～5年間という限られた期間で地方公共団体に事業実施の資金を交付する「交付金」

の創設。中長期的視点から事業を立ち上げようとする、将来の負担について、地方は一般財源での負担を覚悟

II 地方消費者行政の事務にかかる財政負担のあり方について

現行：地方消費者行政活性化基金（平成 21～23 年度）+1 年延長

→地方消費者行政活性化交付金

地方消費者行政に係る事務事業の内容

※消費生活相談員設置の義務付けについて

※消費生活相談の内容・方法における画一化・均質化の可能性

※人件費については一般財源で対応

cf. 自治体の消費者行政をめぐる予算

（総務費、民生費、衛生費、商工費等、団体ごとに取り扱いは多様）

※相談窓口の設置や消費生活支援センターの設置について

→「法令に基づいて地方公共団体が実施する事務」としての位置づけは可能か

⇔・法定化すれば、形式的に相談窓口は設置されるが、住民にとって本当に必要な相談体制の整備が可能か

・地域の実情によって、サービス提供のあり方は多様ではないか

※消費生活相談員にかかる人件費、事務所運営経費

→一般財源化の流れ

cf. 生活保護

・生活保護費（扶助費）については国庫負担金（7.5/10）

・福祉事務所の運営費、ケースワーカー等の人件費（一般財源）

・被保護者の自立支援のための専門的技能を持った職員の雇用

→厚生労働省「セイフティネット支援対策等補助金」（10/10）

非常勤職員、嘱託職員として雇用

※「総合的機能」を果たす相談員の設置

消費生活相談だけではなく、健康や介護、日常の見守りなど多様な視点から、相談できる体制の整備（特定目的補助金には馴染まない）

※ 消費者行政は、多様な担い手の連携が不可欠。地域によっても、サービスのニー

ズは異なる可能性がある。地域ごとに独自の対応を行うことが可能となるような仕組みの構築。

※ 消費者一人ひとりの自立という視点も無視できない。

⇨福祉政策としての消費者行政

参考1 地方財政法

第10条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

1. 義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費
2. 削除
3. 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費
4. 生活保護に要する経費
5. 感染症の予防に要する経費
6. 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費
7. 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費
8. 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費
9. 身体障害者の更生援護に要する経費
10. 婦人相談所に要する経費
11. 知的障害者の援護に要する経費
12. 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費
13. 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費
14. 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費
15. 児童手当に要する経費
16. 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費
17. 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費

18. 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費
19. 児童扶養手当に要する経費
20. 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費
21. 家畜伝染病予防に要する経費
22. 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費
23. 森林病虫害等の防除に要する経費
24. 国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業 10 箇年計画に基づく地籍調査に要する経費
25. 特別支援学校への就学奨励に要する経費
26. 公営住宅の家賃の低廉化に要する経費
27. 消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費
28. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費
29. 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に要する経費

第 10 条の 2 地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

第 10 条の 3 地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法又は地方交付税法によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する次に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。

参考 2 地方分権推進計画（第 2 次勧告）（平成 10 年）

機関委任事務制度の廃止に伴い、地方公共団体の担う事務については、自治事務を原則とし、法定受託事務を例外とする新しい事務の区分を行うこととするが、国と地方の経費負担の在り方については、現在、地方財政法により、当該事務に対する国の利害の度合い等に応じて定められている考え方を基本とする。従って、国と地方の経費負担の在り方と新しい事務の区分とは直接連動するものではないが、概ね以下の方向で整理することとする。

- 1 地方公共団体の担う事務に要する経費については、原則として当該地方公共団体が全額負担することとする。
- 2 例外として国がその経費の全部又は一部を負担するのは、次のものに限ることとする。

る。なお、国はその負担すべき割合に応じ、毎年度確実に負担することとする。

ア) 法定受託事務のうち、専ら国の利害に関係のあるもの

イ) 法定受託事務又はその実施内容、方法等の基本的枠組みが法律又はこれに基づく政令で定められている自治事務のうち、ナショナル・ミニマムの維持達成のためにはその運営につき国が進んで経費を負担する必要があるもの、又は、全国的な規模・視点から国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施しなければならない根幹的社会資本整備等に係るもの

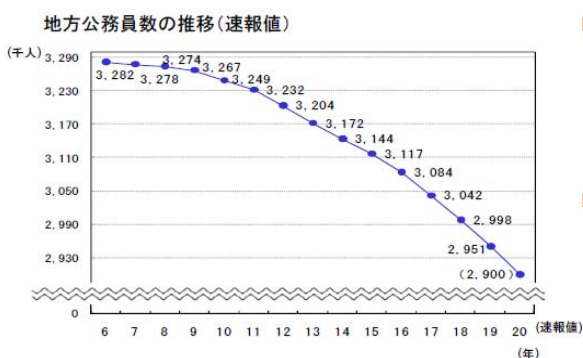
ウ) 災害救助事業、災害復旧事業

参考3 集中改革プラン等を通じた地方公務員数の削減状況

地方行革の取組状況 ①

定員管理の取組

- ・平成20年の地方公務員数は対前年比で5万人以上純減の見込み(過去最大の純減)。平成7年から14年連続して純減(約▲38万人程度)。
- ・「骨太方針2006」により、平成17年→平成22年(5年間)で国と同程度の▲5.7%の純減を求められているところ、これを上回る▲6.3%の純減を実施中。平成20年までの3年間で▲5.7%に対して進捗率80%超(▲4.7%の純減)の見込み。
- ・なお、法令等で職員配置を定める教育・警察部門を除いた都道府県における一般行政部門等の平成17年→平成20年の純減実績は▲8.5%。



■ H17.4.1→H22.4.1における純減目標(H20.8.1取りまとめ)	
都道府県	▲ 4.5% (教育・警察部門を除くと▲12.1%)
指定都市	▲ 8.8%
市区町村(政令指定都市除く)	▲ 8.5%
合計	▲ 6.3%
■ H17.4.1→H20.4.1における純減実績(速報値)	
都道府県	▲ 3.0% (教育・警察部門を除くと▲8.5%)
指定都市	▲ 7.3%
市区町村(政令指定都市除く)	▲ 6.4%
合計	▲ 4.7%

※ 速報値のため数値に異同がある場合がある。

総務省資料

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）

（抜粋）

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

2 一括交付金の対象範囲

（1）基本的考え方

- ・ 一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲は、最大限広くとる。
- ・ 補助金、交付金等を保険・現金給付、サービス給付、投資に整理し、地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象とする。

（2）対象範囲の整理方針

- ・ 社会保障・義務教育関係 — 「社会保障・義務教育関係」については、国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討するとともに、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外とする。
- ・ その他 — 保険・現金給付に対するもののほか、一括交付金化の対象としないものは、最小限のものに限定する。具体的には、災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等に限定する。
- ・ 一括交付金化の対象外となる補助金、交付金等についても、できる限り用途の拡大や手続の簡素化等に努める。

（3）実施手順

- ・ 投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成23年度以降段階的に実施する。経常に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成24年度以降段階的に実施する。これにあわせて、経常（サービス）に係る国庫負担金の扱いについて検討する。
- ・ 一括交付金化の対象となるものであっても、ゼロベースから真に国の政策目的の緊要性を判断し、限定的に特定補助金として許容する場合は、3～5年の期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断する。

◎国の予算と地方財政計画との関係（平成22年度当初）

